

竜王町空家等管理活用支援法人の指定等に関する要項

第 1 趣旨

本要項は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）を指定するための、各種手続、要件および審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

第 2 支援法人の指定

1 指定数

1 者とする。

2 指定期間

令和8年9月9日（予定）から令和9年3月31日までとする。

3 スケジュール

内容	日程
町ホームページへの公告（申請書類等の公表）	令和8年8月26日（水）
申請書類の提出期限	令和8年9月2日（水）
ヒアリング審査	令和8年9月7日（月）
指定通知	令和8年9月9日（水） 予定
契約締結・業務開始	令和8年9月18日（金） 予定
指定有効期間満了日	令和9年3月31日（水）

4 支援法人の要件

支援法人の指定に関する申請をすることができる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人もしくは一般財団法人または空家等の管理もしくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が事業活動を支配す

るものでないこと。

(3) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(4) 指定法人として行おうとする業務が、法第24条各号に規定する（空家等の適切な管理またはその活用を図るために必要な援助、空家等活用に向けた相談等）業務として適切なものであること。

(5) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(6) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

5 申請書類等

法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 申請書類

項	申請書類	部数	留意事項
1	空家等管理活用支援法人指定申請書	1部	様式1
2	定款	5部	写し可 正本1部、副本4部
3	登記事項証明書	5部	原本および写し 正本1部、副本4部
4	役員の氏名、住所および略歴を記載した書面	5部	任意様式 正本1部、副本4部
5	法人の組織および沿革を記載した書面ならびに 事務分担を記載した書面 ※本業務の担当者および本業務を実施する人員 が分かるもの	5部	任意様式 正本1部、副本4部
6	直近の事業年度の事業報告書、収支決算書お よび貸借対照表	5部	任意様式 正本1部、副本4部

7	当該事業年度の事業計画書および収支予算書	5 部	任意様式 正本 1 部、副本 4 部
8	本町における空家等対策の短期事業計画書 ※業務概要に記載の内容に係るもの ※本町の空家の課題を踏まえたもの	5 部	任意様式 正本 1 部、副本 4 部
9	本町における空家等対策の長期事業計画書 ※短期事業計画期間を含む 5 箇年程度のもの ※本町の空家の課題を踏まえたもの	5 部	任意様式 正本 1 部、副本 4 部
10	空家等の管理または活用等に関する活動実績を 記載した書面 ※活動実績がない場合は不要	5 部	任意様式 正本 1 部、副本 4 部
11	短期事業計画書に係る見積書	5 部	任意様式 正本 1 部、副本 4 部
12	前各項に掲げるもののほか、支援法人の業務に 関し参考となる書類 ※ヒアリングの自由提案資料等	5 部	任意様式 正本 1 部、副本 4 部

(2) 提出方法

郵送または持参による。なお、郵送の場合は、当日消印有効とする。

(3) 提出先

担当部署あてに提出すること。

6 申請書受付期間

令和 8 年 8 月 26 日（水）から令和 8 年 9 月 2 日（水）午前 10 時から午後 5 時まで

7 公告

(1) 公告日

令和 8 年 8 月 26 日（水）

(2) 公告方法

竜王町ホームページへの掲載による。

URL（実際に掲載する URL を付ける）現在決裁中

8 審査

(1) 審査方法

「竜王町空家等管理活用支援法人の指定に係る審査要項」（以下「審査要項」）

という。)に基づき、申請書類のほか、申請者へのヒアリング審査の内容により総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

(2) 書類審査

審査要項に基づき申請書類の内容を審査する。ただし、申請者が3者以上の場合、竜王町空家等管理活用支援法人の指定に係る審査委員会（以下「委員会」という）において、申請書等の内容を審査し、ヒアリングに参加する者を3者程度にする場合がある。

(3) ヒアリング審査

ヒアリング審査は、次のとおり実施する。なお詳細は、申請書類確認後、別途申請者に通知する。

ア 日時および会場

日時 令和8年9月7日（月） 13時10分から

会場 竜王町総合庁舎1階103会議室

イ ヒアリング時間

30分程度

ウ 参加人数

3人以内

(4) 審査基準

項	基準	詳細	配点
1	業務工程	適切で円滑な遂行が見込めるか。	20点
2	人員体制	業務にあたる体制が十分であるか。	10点
3	他自治体における実績	他自治体における空家等対策の実績があるか。	10点
4	課題把握	本町における空家等の課題把握が出来ているか。	20点
5	空家等対策の取組み	事業計画による短期および長期の空家等対策の具体的な取組みは本町の課題を解決するものか。	30点
6	自由提案	自由提案の内容のほか姿勢、提案意欲があるか。	10点
7	見積金額	業務に係る費用の範囲内であるか。 ※上限金額を超えた場合失格とする。	—

(5) 審査結果

ヒアリングの審査を受けた全ての申請者に審査結果をヒアリング審査結果通知書（様式2）により通知する。通知は、郵送および電子メールにより、令和8年

9月9日（水）に発信することを予定している。

9 辞退

申請書類等を提出後、支援法人となる意思がなくなった場合には、速やかに辞退届（様式3）を提出すること。なお、町が辞退届を受理した時点で、申請者資格を失うものとする。

10 支援法人の決定

- (1) 委員会において、審査基準に基づき総合的に審査し、各申請者の順位を決定し、第1位の申請者を支援法人として決定する。なお、申請者が1者の場合は、総評価点が100点中6割以上であれば、支援法人とみなす。
- (2) ヒアリングの結果、支援法人が空家等対策業務を適正に遂行すると認めるときは、法第23条第1項の規定により当該申請者を支援法人として指定するものとする。
- (3) 支援法人として指定した申請者には、審査結果通知に加えて空家等管理活用支援法人指定書（様式4）により通知するものとする。

第3 業務概要

1 業務内容

- (1) 法第24条各号に定める業務のうち次の業務とする。
 - ア 空家等の所有者等その他空家等の管理または活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理または活用の方法に関する情報の提供、相談その他適切な管理またはその活用を図るために必要な援助を行うこと。
 - イ 空家等の管理または活用に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 竜王町空家等対策計画の作成に係る提案を行うこと。
- (3) その他町長が必要と認める業務を行うこと。

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 業務に係る費用

1,500千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

第4 特記事項

- (1) 本町の統計資料は、いずれも竜王町ホームページ掲載されているものをダウンロードして入手すること。
- (2) 申請書等の作成・提出、ヒアリング等の本申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (3) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、申請者が負うものとする。
- (4) やむを得ない理由等により、本ヒアリングを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、申請に要した費用は、全て申請者が負担するものとする。
- (5) 提出された書類については、返却しない。
- (6) 提出された書類について、その著作権は申請者に帰属する。ただし、竜王町情報公開条例（平成14年竜王町条例第31号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容は、あらかじめ町に申し出ること。
なお、本申請について情報公開請求があった場合、町が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (7) 令和9年度以降の支援法人指定については、再度指定申請の募集を公告し、指定するものとする。
- (8) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第5 担当部署

竜王町建設計画課（竜王町総合庁舎西館1階）

住 所 〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

電 話 0748-58-3716

F A X 0748-58-2646

メール kensetsu@town.ryuoh.shiga.jp